

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

霧島市長 中重 真一

市町村名 (市町村コード)	霧島市 (46218)
地域名 (地域内農業集落名)	霧島B地区 (永水)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月18日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

主要地方道都城隼人線沿線は牧神原台地で普通畑、樹園地(茶・果樹)等混在した農用地である。山あいの迫田として分布する農地は山間地に細長く形成されている。小規模団地と集落周辺に展開する水田は、比較的団地性に富み水稲と飼料作物等とを組み合わせた土地利用がされている。今後もこれらの優良農用地拡大確保を図り有効利用を促進する。
本地区には多様な経営体が存在するが、大規模経営を行う法人格は少ない。1経営体の営農規模拡大を目指し、後継者のいない経営体は経営規模拡大意向の担い手への集積も検討する。

(2) 地域における農業の将来の在り方

南西部に畑地が広がり、水田は山あいの迫田として、細長く形成された小規模な団地が多く分散している。基盤整備は遅れているが立地条件を生かした農地としての有効利用を進める。入水畑地に展開する農用地は、小規模団地の樹園地(茶等)が散在しており、今後作目ごとの生産性向上を図り、農地の高度利用を促進する。畑地は露地野菜を中心とした農業生産であり、樹園地は、茶園が主で一部果樹園がある。それぞれの作目が随所に団地化され、生産性の向上が図られている。今後も、これらの農用地を高度利用し畑作農業の経営の安定化を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内的の農用地等面積	143 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	143 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として、農業振興地域内の農用地を、農業上の利用が行われる農用地等の区域として設定する。

注:区域内的の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
規模拡大意向の担い手農家に極力農地を集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を使って農地の賃貸借を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
整備が遅れている地区もあり、今後は基盤整備を推進し、優良農用地の拡大と確保を図る。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
入り作・新規就農者が定着しやすいよう、地域一丸となったサポート体制を構築していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在のところ活用見込みはない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

・山際の農地については、イノシシ等による被害も発生していることから、拡大しないよう電気柵を設置するとともに、目撃や被害情報を地域で共有し、速やかな対応体制を構築する。
 ・耕作が困難な農地については、多面的機能支払交付金受皿組織としての活動や粗放的な利用を行う農地として活用することにより、農地の保全・管理等を行う。